



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穂高ショッピングパーク
安曇野市穂高2450-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社穂高ショッピングセンター
代表取締役 草場 勇二
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ツルヤ
代表取締役社長 掛川 健三
小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売
代表取締役 安藤 浩
長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社セリア
代表取締役社長 河合 映治
岐阜県大垣市外濑2丁目38番地
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年5月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,514平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 490台
 - (2) 駐輪場の収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の面積 131平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 177立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 (年間5日以内：午前8時)	午後8時
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	午前9時 (年間5日以内：午前8時)	午後8時
株式会社セリア	午前9時 (年間5日以内：午前8時)	午後8時
未定	午前9時 (年間5日以内：午前8時)	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで (年間5日以内:午前7時30分から午後8時30分まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 9か所 出口 9か所 合計 18か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前6時から午後9時まで
3	午前6時から午後9時まで
4	午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和3年10月1日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和3年10月14日から令和4年2月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年10月14日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画道路

3・4・13号 白山城山線

3・4・14号 滝の沢線

3・4・15号 知久町妙琴線

3・4・16号 下山妙琴原線

3・4・20号 城山大袋線

3・5・27号 丸山中央線

3・5・28号 城山正永寺原線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

公告

御牧ヶ原台地土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和3年10月14日

長野県上田地域振興局長 永原 龍一

監事

新任

氏名 住所
荻原 輝久 東御市大日向368番地1

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

令和3年10月14日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 1 (1) 道路の種類 第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- (2) 指定の年月日 令和3年6月1日
- (3) 指定道路の位置
 - ア 都市計画道路 3・4・38佐久平駅南1号線（市道11-004号線）
起点 佐久市岩村田字押し1544-4
終点 佐久市岩村田字押し1544-4
 - イ 都市計画道路 3・4・39佐久平駅南2号線（市道2-325号線）
起点 佐久市岩村田字下塚本1354-16
終点 佐久市岩村田字押し1582-1 地内
 - ウ 区20-1号線（市道2-324号線）
起点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3 地内
終点 佐久市岩村田字押し1551-1 地内
 - エ 特6-1号線（市道2-505号線）
起点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3 地内
終点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3 地内
 - オ 特6-2号線（市道2-506号線）
起点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3 地内
終点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3 地内
- (4) 指定道路の延長
 - ア 457.00 メートル
 - イ 547.50 メートル
 - ウ 344.90 メートル
 - エ 152.40 メートル
 - オ 39.00 メートル

(5) 指定道路の幅員	ア 16.00 メートル
	イ 16.00 メートル
	ウ 20.00 メートル
	エ 6.00 メートル
	オ 6.00 メートル
2 (1) 道路の種類	第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
(2) 指定の年月日	令和3年6月1日
(3) 指定道路の位置	ア 区8-1号線(市道2-508号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1514-4地内 終点 佐久市岩村田字押し1551-14地内
	イ 区7-1号線(市道2-326号線) 起点 佐久市岩村田字狭1443-2地内 終点 佐久市岩村田字松の木1477-2
	ウ 区6-1号線(市道2-509号線) 起点 佐久市岩村田字押し1547-1 終点 佐久市岩村田字押し1546-1地内
	エ 区6-2号線(市道2-510号線) 起点 佐久市岩村田字押し1564-2 終点 佐久市岩村田字押し1574-2地内
	オ 区6-3号線(市道2-511号線) 起点 佐久市岩村田字松の木1467-5地内 終点 佐久市岩村田字押し1579-1地内
	カ 区6-4号線(市道2-512号線) 起点 佐久市岩村田字押し1579-9地内 終点 佐久市岩村田字押し1576-2
	キ 区6-5号線(市道2-513号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1505-2地内 終点 佐久市岩村田字押し1584
	ク 区6-6号線(市道2-513号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1505-2地内 終点 佐久市岩村田字上樋橋1505-2地内
	ケ 区6-7号線(市道2-514号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1507-1地内 終点 佐久市岩村田字上樋橋1505-2地内
	コ 区6-8号線(市道2-507号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3地内 終点 佐久市岩村田字上樋橋1503-3
	サ 区6-9号線(市道2-515号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1502-3地内 終点 佐久市岩村田字上樋橋1503-6
	シ 区6-10号線(市道2-516号線) 起点 佐久市岩村田字松の木1474地内 終点 佐久市岩村田字松の木1474地内
	ス 区6-11号線(市道2-326号線) 起点 佐久市岩村田字松の木1465-3地内 終点 佐久市岩村田字松の木1465-3地内
	セ 特4-1号線(市道2-517号線) 起点 佐久市岩村田字上樋橋1505-2地内 終点 佐久市岩村田字上樋橋1508-3
(4) 指定道路の延長	ア 176.12 メートル
	イ 294.29 メートル
	ウ 65.41 メートル
	エ 285.30 メートル
	オ 406.97 メートル

	カ	68.95	メートル
	キ	77.74	メートル
	ク	36.00	メートル
	ケ	39.00	メートル
	コ	80.72	メートル
	サ	77.47	メートル
	シ	36.65	メートル
	ス	39.23	メートル
	セ	38.68	メートル
(5) 指定道路の幅員	ア	8.00	メートル
	イ	7.00	メートル
	ウ	6.00	メートル
	エ	6.00	メートル
	オ	6.00	メートル
	カ	6.00	メートル
	キ	6.00	メートル
	ク	6.00	メートル
	ケ	6.00	メートル
	コ	6.00	メートル
	サ	6.00	メートル
	シ	6.00	メートル
	ス	6.00	メートル
	セ	4.00	メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年10月14日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

- 1 (1) 指 定 番 号 佐久第393号
 - (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 - (3) 指定の年月日 令和3年7月7日
 - (4) 指定道路の位置 佐久市岩村田字荒谷3426-9
 - (5) 指定道路の延長 42.89 メートル
 - (6) 指定道路の幅員 4.74 メートル
- 2 (1) 指 定 番 号 佐久第394号
 - (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 - (3) 指定の年月日 令和3年7月7日
 - (4) 指定道路の位置 佐久市下越字下川原273-3
 - (5) 指定道路の延長 35.00 メートル
 - (6) 指定道路の幅員 4.30 メートル
- 3 (1) 指 定 番 号 佐久第395号
 - (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 - (3) 指定の年月日 令和3年7月19日
 - (4) 指定道路の位置 佐久市長土呂字下聖端192-2、193-6、201-6
 - (5) 指定道路の延長 35.00 メートル
 - (6) 指定道路の幅員 4.00 メートル
- 4 (1) 指 定 番 号 佐久第396号
 - (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 - (3) 指定の年月日 令和3年7月20日
 - (4) 指定道路の位置 北佐久郡御代田町大字草越字向原1173-1867

- (5) 指定道路の延長 67.78 メートル
(6) 指定道路の幅員 6.05 メートル
- 5 (1) 指定番号 佐久第397号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年8月11日
(4) 指定道路の位置 佐久市猿久保字番屋前859-3、860-3、860-4
(5) 指定道路の延長 33.87 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.05～4.09 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年10月14日

長野県諏訪建設事務所長 木村 智行

- 1 指定番号 諏訪第1045号
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日 令和3年6月30日
4 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町字原平澤417-9、字屋敷添418-4
5 指定道路の延長 28.82 メートル
6 指定道路の幅員 4.82 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年10月14日

長野県伊那建設事務所長 市岡 恵利子

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
2 指定年月日 令和3年6月16日
3 指定道路の位置
起点 伊那市富県 5552-1番地先
終点 伊那市富県 5628-76番地先
4 指定道路の幅員 11.00 メートル、9.00 メートル
5 指定道路の延長 460.30 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年10月14日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

- 1 (1) 指定番号 松本第370号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年6月28日
(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科南穂高4134-2
(5) 指定道路の延長 31.57 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.04 メートル

- 2 (1) 指定番号 松本第371号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年7月13日
(4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原962-21
(5) 指定道路の延長 49.00 メートル
(6) 指定道路の幅員 6.00 メートル
- 3 (1) 指定番号 松本第372号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年9月14日
(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科高家4967-1
(5) 指定道路の延長 68.58 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.05 メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。
令和3年10月14日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 (1) 指定番号 長野第872号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年7月20日
(4) 指定道路の位置 千曲市大字打沢字松在毛148-8、148-9、148-10、148-11、148-12
(5) 指定道路の延長 33.30 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.75 メートル
- 2 (1) 指定番号 長野第873号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和3年8月3日
(4) 指定道路の位置 千曲市大字稲荷山字元町1437-11、1437-14
(5) 指定道路の延長 31.05 メートル
(6) 指定道路の幅員 4.85 メートル

建築住宅課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和3年10月14日

長野県立木曽病院長 濱野英明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
(1) 名称 長野県立木曽病院 事務部経営企画課
(2) 所在地 木曽郡木曽町福島6613-4
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社ソフトウェア・サービス
(2) 所在地 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番1号
- 5 落札金額
563,200,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年5月27日

医療政策課